

総統基第353号

平成21年1月5日

各 位

総務省統計局長



平成21年経済センサス - 基礎調査の実施に関する協力について（依頼）

平素より、総務省統計局が実施している各種統計調査に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、平成21年7月1日に「平成21年経済センサス - 基礎調査」を実施いたします。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、事業所及び企業の活動の状態を調査し、我が国における産業構造を包括的に明らかにすること等を目的とし、これまで行われてきた事業所・企業統計調査やサービス業基本調査などの大規模統計調査を統合して実施するものです。調査は、全国のすべての事業所及び企業を対象としており、この結果に基づいて作成される統計は、国や地方公共団体の経済政策や雇用政策などの各種行政施策の基礎資料として、幅広く利用されます。

つきましては、この調査の趣旨、必要性を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載を通じて、貴団体傘下の各事業所、企業の方々への周知に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

総務省統計局統計調査部

経済基本構造統計課

経済センサス広報担当

電話：03-5273-1027（直通）

FAX：03-5273-1494



経済センサス シンボルマーク

はじめまして。
あすの日本をつくる
新しい経済調査です。

ご協力、
お願いします。

あなたのお店、
会社のこと、
事務所のことについて
おたずねします。

くわしくは

なるほど経済センサス

検索

統計調査員証

平成21年経済センサス 基礎調査

調査対象は

すべての
企業

すべての
事業所
など

平成21年7月1日(水)です

経済センサスは全国すべての事業所・企業を対象とした調査です。

これにより、日本の経済活動の実態を明らかにします。

調査結果は、今後の皆様の暮らしの改善に役立てられます。

◎支所・支社・支店等がある場合は、本所・本社・本店等でまとめて記入していただきます。◎この調査は、統計法に基づく統計調査として行われます。
◎調査員には調査において知り得た内容について守秘義務があり、また統計法により秘密保護に関する厳格な規定が定められています。

総務省統計局 都道府県・市区町村 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kouhou/index.htm>



平成21年

経済センサス 基礎調査について

総務省統計局では、平成21年7月1日現在で「平成21年経済センサス-基礎調査」を実施します。この調査は、我が国における事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における経済の構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査を効率的かつ正確に実施するための基礎資料を提供することを目的として実施します。



ビルくんとケイちゃん



総務省統計局

調査はどのようにおこなわれるのか？

調査の時期

- 平成21年7月1日現在で行われます。

調査の範囲

- 全国すべての事業所及び企業が対象となります。調査に当たっては、商業登記簿などにより、外観からは捉えにくい事業所やオートロックマンション内の事業所などについても調査します。



調査の方法

- 調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調査員調査と国、都道府県、市区町村による調査に分けて行われます。

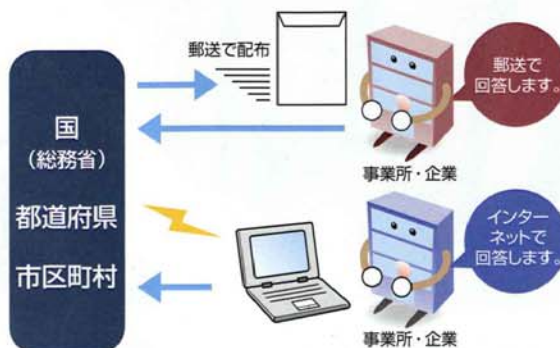
1 調査員による調査 (一定規模以下の事業所・企業を対象)

- 調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、記入済みの調査票を回収します。



2 国（総務省）、都道府県又は市区町村による調査 (一定規模以上の事業所・企業を対象)

- 国（総務省）、都道府県若しくは市区町村から調査票を郵送により配布し、記入済みの調査票を郵送又はインターネットで回収します。



みんなの協力で
よりよい日本に!!

本社等でまとめて回答していただきます

- 企業に属するすべての支所等の情報を正確に把握するため、調査は企業等を単位として行います。支所等の事業内容や従業者数などについても本社等において記入していただきます。

本社等において国内の支所等の内容も調査票に記入します。

本社記入内容

本社に関する項目
企業に関する項目
支社1に関する項目
支社2に関する項目
支社3に関する項目

本社記入者

本社等とは
企業等の全体を統括する事業所をいいます。

支所等とは

- 本社等が統括している事業所のことをいい、支所・支社・支店のほか、従業者を有し、事業・活動が行われていれば、営業所、出張所、工場、自社の倉庫や社員寮、配送センターなどもすべて含まれます。

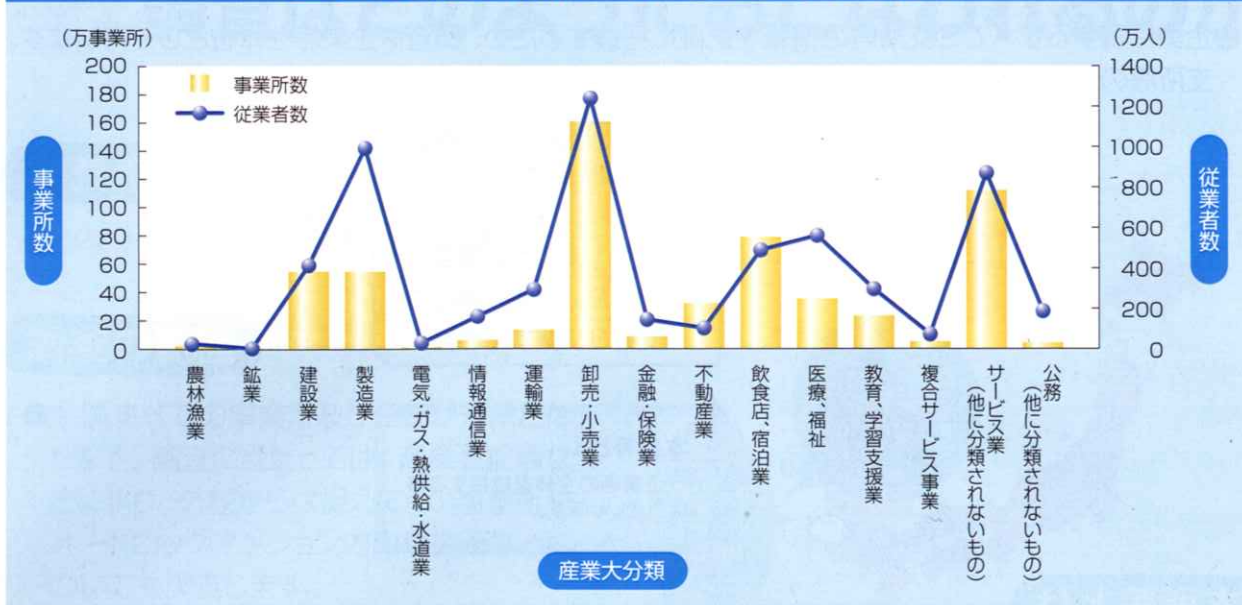


フランチャイズ・チェーン等の加盟店、消化仕入（売上仕入）、子会社、関連会社は、支所等には含めません。

調査に答える義務はあるのか？

- 経済センサスは、「統計法」（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計調査として実施されます。
※統計法は、全面的に改正され、平成19年5月に公布されました。本法のうち一部の規定は平成19年10月1日から先行して施行されていますが、その他の規定は公布から2年以内に施行されることになっています。
- 統計法では、調査を受ける人に対しては報告の義務を、また、調査を行う国、地方公共団体、調査員などに対しては調査によって知ったことを他に漏らしてはならないことを規定しています。さらに、これらに反した時には罰則が定められています。

産業大分類別事業所数及び従業者数(平成18年)



調査結果はどのように利用されるのか？

「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果は、以下に示す各種の行政資料に利用される予定です。



各種法令に基づく利用

- 地方消費税の清算及び市町村への交付の際の基礎資料

など

国の行政施策への利用

- 経済、環境、雇用、中小企業、男女共同参画などの基礎資料
- 国民経済計算の推計への利用

など

地方公共団体の行政施策への利用

- 地下鉄やバス路線の整備や防災対策の基礎資料
- 電気・ガス・水道などの各種エネルギー供給に係る施策の基礎資料
- 通信設備の整備、都市の再開発計画などの基礎資料

など

詳しくは総務省統計局ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kouhou/index.htm>

を御覧ください！